# 条　例

学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月十五日

埼玉県知事　大　野　元　裕

## 埼玉県条例第五十号

学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

（学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条　学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十二・五」に改める。

第二条　学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

（会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第三条　会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例（平成三十一年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「別表」を「第五条及び別表」に改める。

第八条を第九条とする。

第七条中「前四条」を「前五条」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（期末手当の支給の特例）

第五条　第三条第八項の規定により支給する期末手当の額は、学校職員給与条例第十二条の二第一項に規定する基準日の属する年度の四月一日において施行されている同条第二項に規定する方法により算出した額とする。

附　則

この条例中第一条及び第三条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。